

国税犯則事件の調査手続と供述拒否権（最3判1984年3月27日刑集38巻5号2037頁）

南野, 森

<https://hdl.handle.net/2324/25629>

出版情報 : 2012-08
バージョン :
権利関係 :

国税犯則事件の調査手続と供述拒否権

146 最3判昭和59・3・27刑集三八巻五号二〇三七頁

関連条文 憲法三十八条一項、国犯法一条一項

国税犯則取締法上の調査手続に供述拒否権の保障は及ぶか。

事実

確定申告書に虚偽を記載するなどして所得税を免れた被告人が、収税官吏による質問顛末書の作成に際し供述拒否権の告知を受けなかったことから、同顛末書は憲法三十八条一項に違反して収集された証拠であるとしてその証拠能力を争った。

裁判所の見解

国犯法上の犯則調査手続は、「国税の公平確なものであり、その性質は、一種の行政手続」であるが「実質的には租税犯の捜査としての機能を営むものであって、租税犯捜査の特殊性、技術性等から専門的知識経験を有する収税官吏に認められた特別の捜査手続としての性質を帯有する」ので、同「手続は、犯則嫌疑者については、自己の刑事上の責任を問われるおそれのある事項についても供述を求めることになるもので、『実質上刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する』ものといふべきであつて」、「憲法三十八条一項の規定による供述拒否権の保障が及ぶ」。

「憲法三十八条一項は供述拒否権の告知を義務づけるものではなく、右規定による保障の及ぶ手続について供述拒否権の告知を要するものとすべきかどうかは、その手続の趣旨・目的等に

より決められるべき立法政策の問題」であり、国犯法に供述拒否権告知の規定がなく、収税官吏がその告知をしなかったからといって、質問手続が同項に違反することにはならない。

解説

憲法三十八条一項の供述拒否権については、まず、その対象を文言通り広く「自己に不利益な供述」ではなく「自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項について（の）供述」に限定するのが本判決も引用する最大判昭和32・2・20刑集一一巻二号八〇二頁以来の判例の立場であるが、そのうえで、その保障が非刑事手続における質問検査等の調査手続にも及ぶかについて、いわゆる川崎民商事件判決（145判決）において、純然たる刑事手続以外の手続においても「実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続」には及ぶとされた。145判決は旧所得税法上の質問検査はそのような手続ではないとしたが、本判決は、逆に、国税犯則取締法上の犯則嫌疑者に対する質問調査手続には供述拒否権の保障が及ぶことを初めて明らかにした。

憲法は供述拒否権の告知を保障していないとするのが判例（最大判昭和23・7・14刑集二巻八号八四六頁等）であり、国犯法上の犯則嫌疑者についても同様で（最1判昭和39・8・20裁判集刑事一五二号四九九頁等）、本判決も同じ立場を確認したが、学説には批判的な見解もある（後掲中村参照）。

▼評釈——中村英・百選II 130、新田智昭・租百123